

契約書

委託者下関海響マラソン実行委員会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(1) 業務の名称 交通規制等看板製作設置業務

(2) 業務の内容 仕様書のとおり

(3) 実施場所 市内及び北九州市

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約締結日から令和7年（2025年）11月3日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、円（うち消費税及び地方消費税相当額円）とする。

（契約保証金）

○免除の場合

第4条 甲は、契約保証金を免除する。

○納付の場合

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。

3 契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

5 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第2項の定めにより交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

6 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第6条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（実地調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第8条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（成果報告書の提出）

第9条 乙は、業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第10条 甲は、成果報告書を受領したときは、その日から7日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（委託料の支払い）

第11条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんら

の催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) この契約に定める義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障をきたし、又はきたすおそれがあると認められるとき。

(2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第14条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第15条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年(2025年) 月 日

委託者 下関海響マラソン実行委員会
委員長 富 永 洋 一

受託者